

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施 (用地課)	525
○港湾施設の能力変更及び供用廃止 (港湾企画課)	〃

  

公 告	
○一般競争入札の実施 (広報課)	〃

○令和6年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)	529
○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	530

### 公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習の実施	〃
------------------	---

## 告 示

### 京都府告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である宇治市長から通知があった。

令和6年7月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域  
宇治市全域
- 測量の期間  
令和6年6月21日から令和7年3月19日まで
- 測量の種類  
公共測量（修正測量）

### 京都府告示第372号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和6年7月19日から能力を変更するもの及び供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和6年7月19日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 能力を変更する施設

種 類	位 置	名 称	数量及び能力	
			変更前	変更後
護岸	舞鶴市字浜	寺川尻右岸護岸	延長 146.40m	延長 153.40m

#### 2 供用を廃止する施設

種 類	位 置	名 称	数量及び能力	
物揚場	舞鶴市字浜	寺川河口物揚場	水深 延長	-2.00m 101.90m

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年7月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託一式</p> <p>(2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日まで</p> <p>(4) 履行場所 京都府が指示する場所</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府広報課広報係 電話番号（075）414-4074</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付等</p> <p>ア 交付期間 令和6年7月19日（金）から令和6年8月2日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）</p> <p>イ 入手方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、京都府ホームページ（<a href="https://www.pref.kyoto.jp/koho/news/2024kyoto_city_dayorihafu.html">https://www.pref.kyoto.jp/koho/news/2024kyoto_city_dayorihafu.html</a>）からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和6年7月22日（月）午後1時30分から</p> <p>イ 場所 〒602-0912 京都市上京区一条下る龍前町590番地1 京都府公館第4会議室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、(1)又は(3)の条件及び(2)の条件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直近2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記</p>	<p>載した者</p> <p>エ 国又は地方公共団体が発行する広報紙の各戸配布業務に関し国又は地方公共団体との契約の実績を有する者にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) この入札の日前2年間に於いて、当該契約を解除された者（その者の責めに帰すべき事由により当該契約を解除されたと認められる者に限る。）</p> <p>(イ) この入札の日前1年間に於いて、当該契約に基づき賠償する責めに任ずべき損害を2回以上生じさせた者</p> <p>オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</p> <p>(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(3) 令和4年度、令和5年度及び令和6年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・宇治市・長岡京市）委託に係る一般競争入札に定める入札参加資格認定名簿において登録されている者であること。</p> <p>5 資格審査の項目</p> <p>(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額</p> <p>(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率</p> <p>(3) 審査基準日の従業員数</p> <p>(4) 審査基準日までの営業年数</p> <p>(5) 審査基準日の配布物の受領及び配布体制</p>
---	---

(6) 審査基準日の直前の2年間における各戸配布の実績

## 6 資格審査の申請手続

4の(1)の資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 申請書の交付等

#### ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

#### イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

### (2) 申請書の提出期間等

#### ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

#### イ 提出場所

2の(1)に同じ。

#### ウ 提出方法

##### (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

##### (イ) 郵送により提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で提出期間内に必着のこと。

#### エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税証明書（府税を滞納していないことの証明書）

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業（事業）経歴書

(オ) 配布物の受領及び配布体制

(カ) 各戸配布実績調書

(キ) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

(ク) 取引使用印鑑届

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

#### オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るた

め、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

### カ 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

### キ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 7 参加資格を有する者の名簿への登載

4の(1)について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和6年度、令和7年度及び令和8年度全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市）委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿において登載される。

## 8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

## 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

## 10 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

## 11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、オ及びカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 13 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期間

令和6年7月19日(金)から令和6年8月9日(金)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

### (2) 提出場所

2の(1)に同じ。

### (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

6の(2)のウの(ア)に同じ。

イ 郵送により提出する場合

6の(2)のウの(イ)に同じ。

### (4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

## (5) その他

確認申請書の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 14 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年8月30日(金)午前10時

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

職員福利厚生センター第2・第3会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年8月29日(木)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

### (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

### (3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

### (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

### (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (8) 契約書作成の要否

要する。

- 15 入札保証金  
免除する。
- 16 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。
- 17 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 18 その他
- (1) 1から17までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 令和6年度、令和7年度又は令和8年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 19 Summary
- (1) Service required:  
The distribution of prefectural news-letters to all households in Kyoto City
- (2) The time, date and place for the bidding:  
10:00 a.m. Fri., August 30, 2024  
Place of meeting: No.2 & No.3 Meeting Room, Employees Health and Welfare Center Kyoto Prefectural Office
- (3) Deadline for bid submission by post:  
Thu., August 29, 2024
- (4) Opening of Bidding:  
10:00 a.m. Fri., August 30, 2024  
Place of meeting: No.2 & No.3 Meeting Room, Employees Health and Welfare Center Kyoto Prefectural Office
- (5) Contact point for the notice:  
Public Relations Division, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan  
TEL : (075) 414-4074

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により、令和6年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

京都府知事 西脇 隆俊

#### 1 試験の日時及び場所

##### (1) 日時

令和6年10月14日（月・祝）午前10時30分から午後5時まで

##### (2) 場所

京都テルサ  
京都市南区東九条下殿田町70

#### 2 試験科目

##### (1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識（三肢択一、10題）
- イ 公衆衛生に関する知識（三肢択一、10題）
- ウ 洗濯物の処理に関する知識（三肢択一、10題）

##### (2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（布地の鑑別及び洗濯物（カッターシャツ）の仕上げ技術）

#### 3 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類等

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 受験資格を有することを証する書類
- エ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 受験手数料

7,140円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

##### (2) 受付期間

令和6年8月26日（月）から令和6年9月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

##### (3) 受付場所及び提出方法

京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は京都府広域振興局内の総合案内・相談コーナー（田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎内のものに限る。）に持参すること。

#### 5 合格発表

令和6年11月14日（木）午前9時に京都府ホームページ、京都府庁、京都府総合庁舎（舞鶴総合庁舎を除く。）

及び京都府中丹東保健所に合格者の受験番号を掲示する。

6 その他

- (1) 受験願書等は、4の(3)の受付場所及び京都府クリーニング生活衛生同業組合において、令和6年8月13日(火)から配布する(日曜日及び土曜日を除く)。配布時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時(9月6日については、午後4時30分)まで。ただし、京都府クリーニング生活衛生同業組合においては日曜日及び土曜日並びに8月13日及び14日を除く日の午前9時から午後4時まで。
- (2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活衛生課(電話(075)414-4757)又は京都府保健所に行うこと。



瓶原土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年7月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員(監事)

住 所	氏 名
木津川市加茂町里土堀51	山 本 眞 澄

2 退任役員(監事)

住 所	氏 名
木津川市加茂町里中門伝17の2	北 林 隆 雄



木津川市加茂土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年7月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員(監事)

住 所	氏 名
木津川市加茂町北船屋83・89合地	川 越 喜 伴

2 退任役員(監事)

住 所	氏 名
木津川市加茂町里中門伝17の2	北 林 隆 雄

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第126号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条第1項の規定による指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

令和6年7月19日

京都府公安委員会  
委員長 増 田 壽 幸

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種 別	実 施 期 間	定 員
	新規取得講習	令和6年9月11日(水)から令和6年9月20日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分までの7日間)	20人
	追加取得講習	令和6年9月17日(火)から令和6年9月20日(金)まで(実施時間は、午前9時15分から午後4時45分までの4日間)	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

#### (2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

#### 4 受講申込みの手続

##### (1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

##### ア 受付期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月7日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

##### イ 申込先等

###### (ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

##### (イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

##### ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和6年8月9日（金）午後5時までに、電話により行う。

##### (2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

##### ア 提出期間

令和6年8月21日（水）から令和6年8月23日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

##### イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)のアに該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のイに該当する者  
1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者  
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者  
旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者  
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

##### ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

##### エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

#### 5 受講手数料及び納付方法

## (1) 受講手数料

ア 新規取得講習 47,000円

イ 追加取得講習 23,000円

## (2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

## 6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都  
経済センター4階

## 7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事  
務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）